

## 彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します～

### 1 三密を徹底的に回避します

- ・毎時の換気
- ・一定の数以上の入場制限  
(屋外でお待ちいただきます)
- ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止
- ・社会的距離の確保

### 2 感染防止の対策を行います

- ・発熱などの症状がある方の制限
- ・症状のある従業員の出勤制限
- ・手洗いや手指の消毒の徹底、  
手の触れる場所の消毒
- ・マスクの着用
- ・共用する物品などの最小化
- ・鼻水・唾液のついたごみは  
ビニール袋に入れて密閉

### 3 安全のための設備にします

- ・入口等に消毒設備、体温計の設置
- ・対面場所の遮蔽
- ・毎時の換気と消毒の徹底
- ・共通タオルの廃止、  
ハンドドライヤーの使用中止

### 4 安心に向けた工夫をします

- ・事前予約の最大限の活用
- ・衣服のこまめな洗濯

### 5 行いません、行わせません

- ・閉鎖空間での激しい運動や大声
- ・19時以降の酒類提供

### 6 極力制限します

- ・一度に休憩する人数の制限
- ・対面での食事や会話の制限

### 7 重症化リスクに配慮します

- ・高齢者や持病のある方への配慮  
(高齢者利用時間の設定など)

### 8 新しい働き方に向け努力します

- ・在宅勤務やオンライン会議
- ・ローテーション勤務、時差通勤

# 彩の国「新しい生活様式」安心宣言

感染リスク 低

生活基盤の維持等に必要

## A 業種別宣言を求められていない施設・事業

- ・感染リスクが低く、事業継続を要請されている施設・事業

(電力・ガス・郵便等)

- ・感染リスクが低く、自粛を要請されていない施設・事業

(倉庫業・デリバリーサービス業等)

- ・感染リスクのやや高い施設・事業のうち、事業継続を要請し、飲食サービスを伴わないもの

(薬局・スーパーのうち基礎的生活物資を扱う部分・コンビニ・銀行・鉄道等)

※A～Dのリスクの高低に応じ、緊急事態宣言の有無にかかわらず自粛要請については5月末の県内の医療及び疑い患者の陽性の状況等に基づき判断する

感染リスク 高

## B 業種別宣言を求められている施設・事業

- ・感染リスクのやや高い施設・事業のうち、事業継続を要請し、飲食サービスを伴うもの(※)

(飲食店、葬祭業等) ※その場で飲食を提供する場合

- ・感染リスクのやや高い施設・事業のうち、事業継続・自粛を要請していないもの

(卸売業、小売業、居酒屋、ホテル・旅館

[宴会場以外の施設等] 等)

- ・現在自粛要請中の11条規制対象施設・事業(※)のうち、クラスター等が発生していないもの

(劇場、映画館等)

※新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条

## C 国により特に留意すべきとされた施設・事業

- ・現在自粛要請中の11条規制対象施設・事業(※)のうち、クラスターが発生し、格段の留意が必要なもの

(スポーツジム等の屋内運動施設、バー、キャバレー・ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、カラオケ・ライブハウス等)

※新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条

## 業種別安心宣言を 提出

### 彩の国「新しい生活様式」評議会(仮称)が確認

行政

医師会

経済・情報  
関連団体

労働団体

消費者団体

メディア

など

- ・県HPで紹介
- ・認定証を交付

(宣言を活用し事業所や各事業者HP等でPR可能)

※宣言の認定証を使用する場合は、共通・業界にかかわらず、宣言した中身もしくは中身がわかるよう、URLやQRコードなどを表示する

## 彩の国「新しい生活様式」安心宣言

- ・業種別の団体等
- ・非加盟事業者

※確認を受けた安心宣言遵守の独自の宣言も可能

感染拡大の防止と社会経済活動の両立！安心な県民生活の実現！